

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		建築主に対する中止命令等	
根拠条例・規則等名		さいたま市ホテル等建築適正化条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課		建設局 建築部 建築総務課 (電話：048-829-1538)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、具体的な基準を設定することが困難であるため)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			